② 提出方法　試験センターの指定するクレジットカードを利用して受験手数料を払い込むとともに試験センターのホームページから受験願書に必要な事項を入力し送信することにより提出する。
③ 受付期間　試験センターの指定する期間とし、受付期間中に試験センターの使用に係る電子計算機に備えられたファイルに受験願書に必要な事項が記録されたことを確認できたものに限り受け付ける。
⑶ インターネットによる受験願書の受付（コンビニエンスストアを利用して受験手数料を払い込む方法）
① 提出先　上記５⑵①の提出先と同じ。
② 提出方法　試験センターのホームページから受験願書に必要な事項を入力し送信することにより提出し、試験センターの指定するコンビニエンスストアを利用して払込期日までに受験手数料を払い込む。
③ 受付期間　上記５⑵③の受付期間と同じ。
⑷ インターネットによる受験願書の受付（ペイジーを利用して受験手数料を払い込む方法）
① 提出先　上記５⑵①の提出先と同じ。
② 提出方法　試験センターのホームページから受験願書に必要な事項を入力し送信することにより提出し、ペイジーを利用して、試験センターの指定する金融機関で払込期日までに受験手数料を払い込む。
③ 受付期間　上記５⑵③の受付期間と同じ。
⑸ 書面による団体の受験願書の受付（指定の用紙を使用して受験手数料を払い込む方法）
① 提出先　上記５⑴①の提出先と同じ。
② 提出方法　試験センターの指定する用紙を使用して郵便局又は銀行口座に払込期日までに受験手数料を払い込むとともに受験願書を提出する。
③ 受付期間　上記５⑴③の受付期間と同じ。
⑹ インターネットによる団体の受験願書の受付（銀行振込を利用して受験手数料を払い込む方法）
① 提出先　上記５⑵①の提出先と同じ。
② 提出方法　試験センターのホームページから受験願書に必要な事項を入力し送信することにより提出し、試験センターの指定する銀行口座に払込期日までに受験手数料を払い込む。
③ 受付期間　試験センターの指定する期間とし、受付期間中に試験センターの使用に係る電子計算機に備えられたファイルに受験願書に必要な事項が記録されたことを確認できたものに限り受け付ける。
６ 受験手数料　5,700円
７ その他
⑴ 受験者は、成績を照会することができる。
⑵ 受験票（試験の時間割、試験会場その他試験に関し必要な事項を記載。）は、平成30年10月上旬に受験者あてに送付する。団体受付の場合には、団体あてに送付する。
⑶ 試験に合格した者の受験番号を官報に公示する。また、試験に合格した者の発表は、平成30年12月下旬（予定）に、試験に合格した者の受験番号を試験センターのホームページに掲載する。
⑷ 試験に関する問い合わせ先　独立行政法人情報処理推進機構ＩＴ人材育成本部情報処理技術者試験センター　〒113―8663　東京都文京区本駒込２丁目28番８号　文京グリーンコートセンターオフィス　電話03―5978―7600

平成30年建築基準適合判定資格者検定の施行について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第５条第２項の規定に基づき、平成30年建築基準適合判定資格者検定を次のとおり施行する。

平成30年４月２日　　国土交通大臣　石井　啓一

１ 受検資格　一級建築士試験に合格した者で、建築行政又は建築基準法第77条の18第１項の確認検査の業務その他これに類する業務で次に掲げるもののいずれかに関して、２年以上の実務の経験を有するもの。
⑴ 建築審査会の委員として行う業務
⑵ 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）の学部、専攻科又は大学院において教授又は准教授として建築に関する教育又は研究を行う業務
⑶ 建築物の敷地、構造及び建築設備の安全上、防火上又は衛生上の観点からする審査又は検査の業務（建築基準法第77条の18第１項の確認検査の業務を除く。）であって国土交通大臣が確認検査の業務と同等以上の知識及び能力を要すると認めたもの

２ 検定期日

検定日	時間	区分	内容
８月31日（金）	午前10時から午後４時	考査	建築基準法第６条第１項の建築基準関係規定への適合を判定するために必要な知識

３ 検定地　検定地は、受検者の受検申込時における住所地の都道府県により次表のとおりとする。

住所地の都道府県名	検定地
北海道	札幌市
青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	仙台市
茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野	さいたま市
新潟、富山、石川	新潟市
岐阜、静岡、愛知、三重	名古屋市
福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	大阪市
鳥取、島根、岡山、広島、山口	広島市
徳島、香川、愛媛、高知	高松市
福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	福岡市

４ 受検申込手続
⑴ 受検申込受付期間及び時間　平成30年５月28日（月）～平成30年６月１日（金）午前10時～午後０時、午後１時～午後５時
⑵ 受検申込受付場所　住所地又は勤務地の都道府県建築主務課又は同課の指定する場所
⑶ 受検申込方法　受検申込みは、国土交通省令で定める受検申込書を上記⑵の場所に直接提出すること。
ただし、離島その他の遠隔地で直接申込みができない場合等やむを得ない事情がある場合に限り、郵送を認める。この場合において、受検申込受付期間の最終日までの消印のあるものに限り有効とし、封筒の表に「平成30年建築基準適合判定資格者検定受検申込書在中」と朱書し、所要の郵便切手を貼ったあて先明記の返信用封筒を同封の上、書留郵便とすること。

５ 合格者の発表　平成30年12月20日（木）（予定）

６ その他
⑴ 経歴審査は、受検申込書に基づいて行う。
⑵ 解答に当たり適用すべき法令等については、平成30年１月１日現在において施行されているものとする。
⑶ 天災等緊急時における検定情報については、国土交通省のホームページ上で公開するので、適宜確認を行うこと。